



神戸開港 150 年記念事業

第 29 回「KOBE メリケンフェスタ 2017」

出店者募集要項

平成 29 年 3 月 21 日

一般社団法人 神戸港振興協会

第29回「KOBE メリケンフェスタ 2017」出店者募集について

みなと情緒あふれるウォーターフロント、メリケンパークをPRしようと始まった「KOBE メリケンフェスタ」は、今回で第29回を数え、GWの恒例イベントとして多くの来場者を迎えています。

「KOBE メリケンフェスタ」の中核イベントとして、2017神戸ミートフェア「神戸ワイン&ビーフ祭」を同時開催し、港を通じて育まれた神戸ワインや神戸ビーフ、さらに産地直送の地元農水産物等のPRにも寄与し、神戸観光拠点ウォーターフロント地区の賑わいづくりを推進していくことを目的に開催します。

つきましては、出店者を募集いたしますので、出店者募集要項を熟読していただき、要項を遵守できる方のみ応募されますようご案内いたします。

なお、募集数が少ないため、抽選会はありません。申込の先着順に主催者が選考の上、ブース決定いたします。

1. 第29回「KOBE メリケンフェスタ 2017」について

- 開催日時 平成29年5月3日（水祝）～5月6日（土）11:00～17:00
〈小雨実施〉
- 会場 メリケンパーク（神戸市中央区波止場町地先）
- イベント内容 2ページ開催概要のとおり
- 人出予想 4日間晴天で約8万人
- 主催 神戸港振興協会・神戸ミートフェア実行委員会・神戸市みなと総局・神戸海事広報協会

2. 出店募集について

- 出店期間 平成29年5月3日（水祝）～5月6日（土）4日間
- 営業時間 11:00～17:00
※搬入・搬出時間等の詳細は、出店決定後にお知らせします。
- 出店場所 メリケンパーク 3ページ配置図「メリケン市」
- 募集数 約10店舗
- 出店料 1店舗 70,000円
(テント設営・撤去費、電気設備工事費、電気・水道料金、ゴミ処理費、消費税含む)
- 申込資格 兵庫県内に事業所・住所を有する法人・個人に限る（未成年者不可）
- 申込上限 1出店者（社）につき1店舗
- 申込結果 申込の先着順に主催者により選考の上、ブース配置いたします。結果はホームページにて公開します。
- 出店窓口 一般社団法人神戸港振興協会・振興課

K O B E メリケンフェスタ 2 0 1 7 開催概要

1. 日時 29年5月3日（水祝）～5月6日（土）11：00～17：00 小雨決行

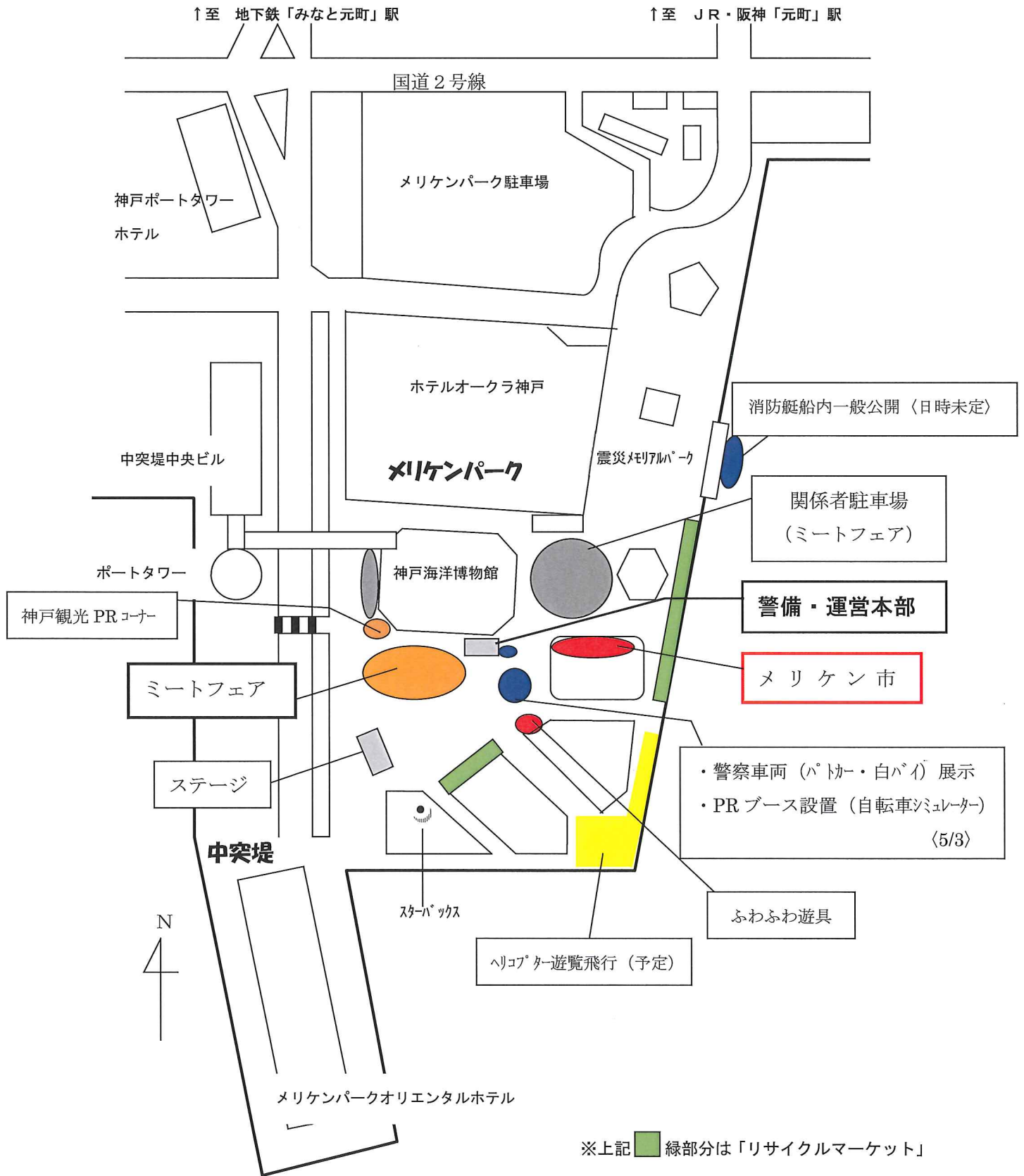
2. 場所 メリケンパーク

3. イベント内容

| No | 名 称 | 日 程 | 内 容（実施主体） |
|----|----------------------------|------------------------------|--|
| 1 | 2017神戸ミートフェア 神戸ワイン&ビーフ祭 | 5/3～6 11：00～17：00 | 食肉製品の販売、神戸ワインの試飲・販売、国産牛肉の試食・販売、農水産物の販売、観光PR、その他（神戸ミートフェア実行委員会） |
| 2 | シーサイドステージ | 5/3～6 11：00～17：00 | ボランティア有志によるライブコンサート （ボランティア有志等） |
| 3 | メリケン市 | 5/3～6 11：00～17：00 | 飲食・物販・観光PRブース等 約10店舗、ふわふわ遊具 （神戸港振興協会） |
| 4 | こうべみなとの市 リサイクルマーケット | 5/3～6 11：00～17：00 | 手持ちブース 約40店舗 （神戸リサイクルマーケット事務局） |
| 5 | 特別写生会 | 5/3～5 11：00～16：00 | 「海・船・港」をテーマに、幼稚園児、小中学生を対象とした写生会 （神戸海事広報協会） |
| 6 | ヘリコプター 遊覧飛行 | 5/3～6 11：00～17：00 （予定） | 約4分間の空中散歩〈有料〉 （ヒラタ学園） |
| 7 | 神戸観光・神戸空港・ 海事PRコーナー | 5/3～6 11：00～17：00 | 会場内に、神戸市観光案内所及び神戸空港PRブース等を設置 （神戸国際観光コンベンション協会） |
| 8 | 市民生活を 守るコーナー | （日時未定） | 警察活動や消防・救急活動を紹介するコーナーを開設。パトカーや白バイの展示、消防艇の船内一般公開を実施 （神戸水上警察署・神戸市水上消防署） |

※イベント内容は変更・中止になる場合があります

「KOBEMERIKENFESTA 2017」配置図



3. 申込から出店までのスケジュール（詳細は5ページ～7ページをご覧ください）

- 申込資格の確認等、質問受付の前に募集要項を熟読してください。



- 質問受付

平成29年3月21日（火）～3月26日（日）

※Eメールのみで受付、ホームページにて回答を公開



- 申込期間

平成29年3月21日（火）～3月28日（火）

※申込書記入事項、必要書類を確認し事務局に持参又は郵送

※先着順のため、申込数が募集数に達した場合は申込期間内であっても、募集は締め切りといたします。



- 申込結果

平成29年3月31日（金）頃

※ホームページにて公開しますので、各自ご確認ください。



- 関係書類の送付

平成29年4月1日（土）以降

※関係機関へ提出する出店申請書及び誓約書等の書類を出店者へ送付しますので、期日までに提出してください。

※保健所申請その他、出店にあたり必要な申請は各出店者にて行ってください。



- 出店申請書及び誓約書等の提出

平成29年4月4日（火）～4月7日（金）

※出店料とあわせて事務局に持参してください。



- 関係機関への申請書等の提出

平成29年4月10日（月）～4月18日（火）

※出店者からの申請書等を所轄警察等に提出・審査



- 出店者への通知

平成29年4月20日（木）頃から

※出店決定通知他、関係書類を出店者へ郵送



- 出店期間

平成29年5月3日（水祝）～5月6日（土）

4. 申込から出店までのスケジュール（詳細）

(1) 申込資格の確認

兵庫県内に事業所を有する法人又は、兵庫県内に住所を有する個人

※出店に従事する者（営業補助者等）は兵庫県外の住所でも構いません。

※出店申込後、事業所又は住所の変更があり、申込資格を有しなくなった場合は、申込又は出店を無効とします。また、申請者が申込時に未成年者の場合も無効とします。

(2) 保健所への事前確認

食品の調理、販売には神戸市保健所の許可が必要となります。また、取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理されたものに限り（野菜、果物、肉、魚も加熱せずに調理加工し提供することはできません）。ただし、一部例外もありますので、提供品目等につきましては、下記神戸市保健所衛生監視事務所に問い合わせてください（※許可申請は決定後に行ってください）。

○東部衛生監視事務所 神戸市中央区雲井通 5-1-1 中央区役所 8階

TEL：078-232-4651

(3) 質問受付

出店に関する質問は、平成29年3月21日（火）～3月26日（日）まで、**Eメールのみ受付けます**（E-mail：shinkouka@kobe-meriken.net）。回答は神戸港振興協会ホームページで公開します。（<http://kobe-meriken.or.jp/>）

※電話、FAXでの問い合わせについては一切応じません。また、事務局へ訪問しての質問も一切対応いたしません。

(4) 応募申込

① 申込書作成

出店申込書に必要事項を記入してください。また、申請者の運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）いずれかのコピーを貼付してください（健康保険証、パスポートなどは不可）。

※鉛筆書きは不可、消せない黒ボールペンでご記入ください。

※身分証はカラーコピーしたものを貼付してください。不鮮明なもの、有効期限の切れたものは一切受け付けません。

※個人番号カード（マイナンバーカード）のコピーを提出される場合は、個人番号部分は塗りつぶして提出してください。

※出店申込書は下記ホームページより取得してください。任意の様式での記入は無効とします。また、ホームページからの様式の取得以外の方法では提供できません。

※申込上限は**1出店者（社）につき1店舗**です

申込書取得

・神戸港振興協会ホームページ(<http://kobe-meriken.or.jp/>)

②確認書類について

法人でお申込みされる場合は①の申込書とあわせて、登記事項証明書（発行3カ月以内）を提出してください。確認書類は申込資格を確認するものです。

③申込期間

平成29年3月21日（火）～3月28日（火）17時必着

上記期間内に、事務局に持参又は郵送でお申し込みください。

※持参される場合、事務所への入室は期間内の10時～17時とします。なお、申込書受付業務は持参された書類の確認など、その場で行いません。また、質問なども受け付けません（申込書等、受け取り業務だけです）。

※郵送される場合、郵便事情により到着が遅れた場合でも締め切り後は受理いたしませんので、悪しからずご了承ください。

※先着順のため、申込数が募集数に達した場合は申込期間内であっても、募集は締め切りといたします（ホームページに掲載しますので、ご確認ください）。

持参・郵送先

〒650-0042

神戸市中央区波止場町2番2号（メリケンパーク内）

一般社団法人神戸港振興協会 振興課

④申込書の受理について

持参又は郵送により到着した申込書は、主催者により内容を審査します。

申込書の内容に不備又は虚偽の記載があった場合、また、身分証の貼付忘れや押印漏れ等あった場合は申込を無効といたします。提出前に再度ご確認の上、お申込みください。

⑤申込結果（ブース決定）について

上記④の審査において、受理した結果についてはホームページにて発表（公開）しますので、各自ご確認ください。

※ホームページには、ブース番号（ブースNo.●●）と看板名（社名・店名）、販売品目を公開します。

※抽選会はいりませんので悪しからずご了承ください。

申込結果の確認

神戸港振興協会ホームページ(<http://kobe-meriken.or.jp/>)

⑥その他

※提出書類は返却いたしません。なお、提出書類は「KOBE メリケンフェスタ 2017 出店募集」以外の目的で使用いたしません。

※申込に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

※出店品目が隣接する場合があります。この場合、主催者では出店者間の調整は行いません。

※出店場所決定後の出店者間の場所移動は認めません

5. 出店申請書類等の提出（ブース決定後）

兵庫県警察本部の指導により、所轄警察署への出店届出が必要となります。出店申請書類の関係書類はブース決定後（4月1日以降・予定）に送付いたします（送付先は出店申込書に記載の出店申請者住所）。

■提出書類

「出店申請書」「誓約書」とあわせ、当日の営業補助者全員の運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）いずれかのカラーコピーを貼付し持参してください（郵送不可）。なお、この際、**出店料7万円**もあわせてお持ちください。提出書類は主催者より所轄警察署へ届出ます。

※原則として、運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）のいずれかとなります（有効期限切れ、不鮮明なものは不可）。

■提出締切

平成29年4月7日（金）17時必着

※期日までに提出されない場合は出店を取り消します。

※出店料の支払い後、自己都合等によるキャンセルの場合、出店料は返金しません。

6. 神戸市保健所発行営業許可証の提出（ブース決定後）

食品の調理・販売には、神戸市保健所の許可が必要となります。すでに神戸市保健所発行の営業許可をお持ちの出店申請者は、上記5.の出店申請書等とあわせ営業許可証の写しを提出してください（有効期限切れ不可）。

※イベント開催が4日間にわたるため、臨時営業開始届では出店できません。

※営業許可をお持ちでない出店申請者は、下記神戸市保健所東部衛生監視事務所へ問い合わせ後、必要な申請を行ってください。なお、許可に時間がかかる場合がありますので、ブース決定後、早めに申請してください（申請に必要となる費用は、全て出店申請者負担とします）。取得した営業許可証の写しを4月18日（火）までに郵送にて提出してください。

※保健所の許可が出ない場合や期日までに提出が確認できない場合は、出店を取りやめていただきます（出店料は返金しません）。

○東部衛生監視事務所 神戸市中央区雲井通5-1-1 中央区役所8階

TEL：078-232-4651

7. 露店等の開設届について

出店申込書3. 火気器具の使用についての記載事項を所轄消防署に届出ます。記載漏れのないようご記入ください。

8. 出店者への通知

関係機関への届出を行い、許可等がございましたら、出店決定通知、車両進入許可証等の関係書類を4月20日頃から順次送付します。

※出店申込書に記載の出店申請者住所に送付します。

※許可が出なかった出店者については、出店を取り消します（出店料は返金しません）。

～KOBE メリケンフェスタ 2017 出店募集要項～

■基本事項

KOBE メリケンフェスタ 2017 (以下メリケンフェスタ) を支える一員として、全ての来場者にご満足いただけるよう、安全衛生、サービス、モラルなど、徹底するよう心がけてください。出店条件や規約などを逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。なお、従わない店舗は即時退店・閉店していただきます。その際は、いかなる場合においても出店料の返金はいりません。また、翌年以降の出店及び営業補助者としての登録を認めませんので、あらかじめご了承ください。

■出店商品・販売について

- (1) 関連法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店でないことを遵守してください。
特に、商標登録など知的財産に関する違反行為は厳禁。産地偽称や来場者が誤解を招くような商品を扱わないでください。
- (2) 未成年者へアルコール類の販売は行わないでください。
- (3) 法令及び公序良俗に反するものと主催者が判断した場合は、出店内容の変更の指示や場合によっては出店中止の措置をとります。
(例) 危険物(劇薬、危険ドラッグ等)、極めてギャンブル性の高いもの、購入を強要するような販売方法など。
- (4) 販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、来場者が購入しやすい価格設定にしてください。
- (5) 試食・試飲の提供は行わないでください。
- (6) 調理に炭を使用する場合は、煙の出にくいものを使用し、煙により近隣及び来場者等から苦情等があった場合は使用を中止していただくことがありますので、取り扱いには十分気をつけてください。
- (7) 主催者の判断により、出店品目の変更を指示する場合があります。

■出店申込について

- (1) 1 出店者(社)につき 1 店舗の申込とします。複数の申込をした場合は、その全てが無効になります。
- (2) 出店申込に必要な書類は、すべて主催者が指定する期日までに提出してください。
なお、提出後の内容変更・追加等は受け付けません。
- (3) 出店募集数に対して申込者が少ない場合、追加募集はいたしません。
- (4) キャンセル等の理由によりブース間に空きが生じた場合、ブース間は詰めさせていただきます。
- (5) メリケンフェスタ会期中、全日営業してください。

■保健所への申請について

- (1) 保健所の指導により取扱食品や作業内容に制限があるため、必ず事前に神戸市保

健所東部衛生監視事務所に問い合わせてください。

- (2) 出店者は食品衛生法等の関連法令を遵守し、ブース決定後に神戸市保健所東部衛生監視事務所へ営業許可申請を行い営業許可をとってください。
- (3) 保健所の許可が出ない場合は出店できません。この場合、出店料の返金はいたしません。また、出店に関する損害についても補償いたしません。
- (4) その他出店内容に必要な申請は各出店者で行ってください。
- (5) 許可証の写しは主催者が指定する期日までに必ず提出してください。

■出店場所について

- (1) 物品搬入・搬出は主催者の指示に従ってください。また、周辺環境に十分配慮し、万一、接触事故等が発生した場合、主催者は一切の責任を負いません。また、その損害は出店者（社）が全額賠償することとなります。
- (2) 物品搬入・搬出に関して、主催者が発行する進入許可証を所持した車両のみ、出店場所への進入を認めます。なお、進入許可証の発行は1店舗2台のみとし、2t車を上限とします。
※進入口（管理通路入口）には新たに車両規制ゲートが設置されましたので、許可証のない車は通行できません。
- (3) 主催者で出店者（社）用の駐車場は準備いたしません。周辺の有料駐車場をご利用ください。

■出店者の責任・補償について

- (1) 出店（申請）者は出店する店舗の責任者です。営業時間中、原則的に常時店舗内にいなければなりません。（責任者の他店舗への兼務はできません）。なんらかの理由により不在の場合は、営業補助者の中から、責任をもって対応できる方を選出してください。
- (2) 営業補助者の雇用は労働基準法等関連法令を遵守してください。
- (3) 購入者からの苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (4) 出店者は、食品の取り扱いについて、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。衛生管理、防災、保険などについては出店者の責任において対応してください。
- (5) 万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (6) 主催者、警察、消防、保健所などより指導があった場合は、それに従ってください。
- (7) 出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負います。
- (8) 販売品目等の管理、保管については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・強風等の気象災害などに対して、主催者はその損害を補償いたしません。

■衛生・原状回復について

- (1) 出店者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意してください。
- (2) 調理により発生した汚水は会場内の排水施設（指定場所）へ流してください。但し、ゴミ・廃油及び食用油・残飯等は廃棄しないでください。
- (3) 出店により発生したゴミは、会場内に設置している大型ごみ箱に廃棄してください。
- (4) 出店者は、会場・公共施設を汚さぬよう十分に注意し、出店ブース周辺に油・飲食物による床汚れが生じないよう靴裏を拭うマットを用意するなどの処置をしてください。また販売商品は必ず容器等に入れて販売し、会場施設が汚れないような販売方法にしてください。
- (5) メリケンフェスタ終了後は、出店ブースの原状復旧を行い、飲食物等により汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。
- (6) 出店に必要な機材、造作等は全て出店者負担とし、メリケンフェスタ終了後は原状復旧してください。
- (7) メリケンフェスタ終了後、主催者により出店ブースを点検し出店跡地に汚れ等がある場合は、あらかじめ決められた手法の清掃を行い、追加清掃費を徴収します。

■禁止事項

- (1) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
- (2) 拡声器、マイク等による宣伝、呼び込み等は禁止します。
- (3) 許可番号及び店舗名吊看板は必ず見えるようにしてください。
- (4) 主催者が準備するテント等の造作物を撤去して営業することは禁止します。
- (5) 出店ブース内での造作は可能ですが、テントまわりにはみだしたり、近隣及び来場者等からの苦情があった場合や、主催者から別途指示があった場合は、撤去、変更に対応してください。なお、造作については落下事故等がないよう確実に固定してください。
- (6) 指定場所以外での喫煙やブース内での喫煙は禁止します。
- (7) 主催者が準備するテント内のみを利用し販売してください。テント外及びテント周辺の植栽スペース等を利用することは禁止します。
- (8) 会場内には、出店ブース以外でストックスペースはありません。出店ブース以外での資機材及び食材の保管は禁止します。
- (9) 電気設備は主催者が一括して供給します。発電機の持ち込み・設置は一切認めません。
- (10) メリケン市においては、出店権利を第三者に貸与、転売することはできません。貸与、転売を行った場合、出店権利を取り消します。

■出店料及び営業補償について

- (1) 主催者の責に帰さない事由により、メリケンフェスタを中止又は短縮した場合（荒天、周辺での火災発生、開催を妨害する行為等）、出店料は返金いたしません。また、出店に関する損害も補償できません。

- (2) 会場レイアウトの変更や、雨天時等での来場者の減少等、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。また、営業物品その他の買い取り等も一切行いません。
- (3) 禁止事項をはじめ、募集要項に反する行為や、主催者の指導に従わない場合は、即時退店・閉店していただきます。なお、出店料は一切返金いたしません。また、出店に関する損害も補償いたしません。

■暴力団排除に関して

- (1) 兵庫県及び神戸市暴力団排除条例を遵守してください。
- (2) 自己又は自社の役員・関係者・事業所等が、次のいずれかに該当した場合は出店できません。
 - ①暴力団員
 - ②暴力団員と生計を一にする者
 - ③暴力団又は暴力団員と社会的に非難される者、又は企業
 - ④暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益を供与するなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる者
- (3) 主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず速やかに主催者並びに警察に届け出ること。

兵庫県条例第35号

暴力団排除条例から一部抜粋（利益供与の禁止）

第20条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)暴力団員がその人の業務を行うことを容認することの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。
 - (2)暴力団員がその人の業務に関する他人との紛争の解決又は鎮圧を行うことの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、利益の供与をすること。
2. 何人も、前項に掲げる行為のほか、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、利益の供与をしてはならない。

■ガスコンロ等の火気器具の使用について

- (1) ガスコンロ等を使用する場合は、万一の場合に備え、消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取り扱い方法を習熟しておいてください。
- (2) ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さ（3m以上）で取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。
- (3) プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう必要に応じ、鎖等で固定した上で、火気とは2m以上離して管理してください。

(4) カセットガスボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用した時や、2台以上並べて使用するとガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性があるため、使用にあたっては取扱説明書を確認して適正な取り扱いをしてください。

(5) テント内で使用する機器は、防火防炎材を使用してください。

■基礎小間仕様について

(1) 店舗用テントサイズ：2間×2間（3.6m×3.6m）

(2) 付帯設備

①集塵施設（指定場所）

②給排水施設（指定場所）

③電源（1ブースあたり）100V/1.5KW

④吊看板（社名・店名表示）H200×W900

⑤机2本、イス4脚

⑥手洗い用タンク・バケツ

⑦手洗い石鹼、アルコール消毒液

※主催者は上記付帯設備以外、準備いたしません。

※上記（1）（2）の他、設営・撤去費、電気設備工事費、ゴミ処理費、消費税が店料に含まれます。

※発電機は主催者が一括して準備しますので、持ち込みは禁止します。

※屋台等の持ち込みブース及び車両での販売はお断りします。

※電源容量オーバーによる停電等、いかなる場合においても営業補償は行いません。

※油等で地面が汚れる可能性のある店舗は、靴裏を拭うマットを用意してください。メリケンフェスタ終了後、周辺地面に汚れ等ある場合は、追加で清掃費（実費）を徴収します。

※施錠・備品及び商品の管理は出店者が行い、盗難・紛失などのトラブルについて、主催者は一切の責任を負いません。

※通電については、主催者が指定する時間帯のみ開放いたします。

※休憩エリア、資機材、食材等ストックエリアはありません。出店ブース以外での資機材、食材等の保管は禁止します。

※店舗名吊看板は主催者が用意したもののみとし、出店者による設置は認めません。

※上下水については、指定場所の給排水施設をご利用ください（下水については、油・固形物の排水は不可）。

※移動等の目的でテント間のテント幕を開けることはできる。ただし、主催者及び保健所の指導があればテント幕を閉じることができるようしておくこと。

※主催者が用意した備品を持ち帰らないでください。紛失または破損している場合は次回からの出店を認めません。

■防火対策について

(1) 消火器は必ず持参してください。当日、消火器がない、使用済み、使用期限切れの

消火器の場合は出店を認めません。また、家庭用消火器（質量3kg未満）は設置と認められませんので、必ず業務用消火器を持参してください。

- (2) 発電機は主催者が一括して準備しますので、各自での持ち込みは禁止します。発電機の持ち込みが分かった場合、関係機関からの指導によりその場で営業を中止していただき、出店中止となることがありますので必ず遵守してください。

■その他

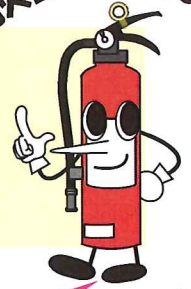
- (1) 本募集要項において、補足の必要が生じた場合、神戸港振興協会ホームページに適宜、掲載します。また、荒天で開催できない場合、同様にホームページに掲載いたします。
- (2) メリケンパークは、すべてのインターロッキングが新調されています。くれぐれも油汚れや破損に注意してください。

屋台を出される皆さまへ

火気器具には消火器の準備を忘れずに！

消火器の準備はOK？

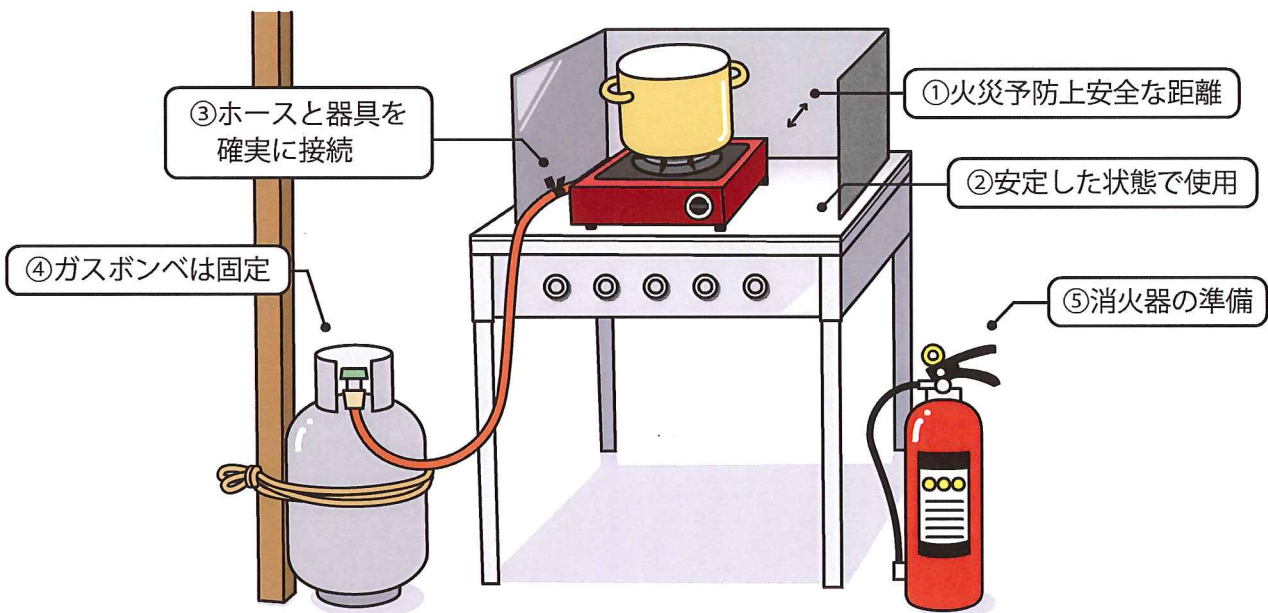
原則、火気器具ごとに消火器が1本必要です。
ただし、1ブース・店構えの中に複数の火気器具を用いる場合は、
1ブース・店構えごとに準備しても構いません。
また、いざという時のために使用方法を必ず確認しておきましょう。



コンロ・ストーブ・ホットプレート・携帯発電機など

火気器具の取扱い

チェックポイント！



① 火災予防上安全な距離をとりましょう

火気器具は、建築物や可燃性の物品から火災予防上安全な距離（ガスコンロの場合 15cm）を保ちましょう。火気器具の周囲は、整理及び清掃に努めるとともに燃料などその他の可燃物を放置してはいけません。また、可燃物で風除けを作ってはいけません。

② 安定した場所で使用しましょう

③ ホースは大丈夫？

ガスホースは、ガス漏れを防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、ひび割れや亀裂等がないか使用前に点検をしてください。

④ ガスボンベは固定

ボンベは火気器具の熱を受ける場所や直射日光の当たる場所は避け、みだりに人が近づかないよう、目の届く範囲に置きましょう。倒れないよう固定物に固定し、絶対に横置きをしてはいけません。

⑤ 消火器は絶対！必要

模擬店等で食品の調理販売を行うみなさまへ

いろいろなイベントの際に、バザーや模擬店等で食品を提供することも多いと思いますが、万一食中毒など、事故が起きてしまったら大変です。以下の注意事項を守って、事故のないように気をつけましょう。

取扱食品の限定について

取扱いが出来る食品は、レトルト食品、乾物類、缶ジュース等のような長期保存が可能な食品や、提供する直前にその場で加熱調理する食品を原則とします。食中毒が起こる可能性が高い食品（すし、おにぎり、サンドイッチ、生菓子、ソフトクリーム、サラダ等）は取扱いできないものもあります。提供メニューについては一度ご相談ください。

原材料について

原材料は直射日光や高温多湿を避け、ホコリやハエ等を防ぐことができる設備で保管しましょう。また、肉類や魚介類等の要冷蔵の原材料は冷蔵庫等を利用して10℃以下で保管しましょう。

食品の取扱いについて

仕込み、調理は必ず当日行うようにしてください。販売した食品はその場で食べてもらい、持ち帰りのないよう注意しましょう。また、作り置きはやめましょう。食器は使い捨てのものを使用しましょう。異物混入を防ぐため、保管には十分注意しましょう。

従事者について

爪は短く切り、時計や指輪をはずして清潔な服装をしましょう。また、下痢等体調の悪い人や手指に傷があったり、手荒れのひどい人は、調理をしないようにしましょう。調理前には必ず手洗い消毒をするよう心がけてください。

保存食について

提供した食品は、食品ごとに各50グラムずつ保存食として別の容器に入れ、2週間冷凍庫に保存してください。これは万一事故が起きたときの検査用です。何もなければ2週間後に廃棄してください。

予防の三原則を徹底して、 食中毒を防ごう

清潔

手指は、調理の前、生の食材に触った後、トイレの後等、こまめに洗浄しましょう。手指の消毒には、アルコール等の消毒液を用意してください。

調理器具は食材ごとに専用のものを使うようにし、こまめに洗浄しましょう。また、原材料は必要に応じて殺菌処理しましょう。

迅速

調理後はできるだけ早く提供し、その場で食べてもらうようにしてください。

作り置きはやめましょう。

加熱・冷却

調理時には中心部まで十分な加熱をするよう心がけましょう。病原性大腸菌O157は75℃・1分以上、ノロウイルスは85～90℃・90秒以上の加熱で死滅します。要冷蔵の食品・食材は、冷蔵庫等を活用して低温で保管しましょう。

食中毒を防止する基本は、次の『食中毒予防の三原則』です。病原性大腸菌O157やノロウイルスも、この三原則を徹底することにより防ぐことができます。せっかくのイベントも万一事故が起こってしまったら台無しです。三原則を守って食中毒事故を防ぎましょう。

腸管出血性大腸菌(O-157)について

○平成26年7月末に静岡県の花火大会の露店で提供された「冷やしきゅうり」を原因食品とする大規模なO-157集団食中毒事件が発生し、患者数は300人を超えました。

○神戸市では原則として、露店で販売できるのは加熱工程のある食品に限定していますが、今回の集団食中毒の事例を受け、特に原材料は低温保管(10℃以下)し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウムで殺菌すること及び手指・器具の洗浄、消毒を徹底することなど衛生管理、二次汚染防止について一層ご注意いただくようお願いいたします。

お問い合わせ、ご相談は各区役所保健福祉部健康福祉課管理係

・北須磨支所保健福祉課管理係まで

東灘区 TEL841-4131(代表)

灘区 TEL843-7001(代表)

中央区 TEL232-4411(代表)

兵庫区 TEL511-2111(代表)

北区 TEL593-1111(代表)

長田区 TEL579-2311(代表)

須磨区 TEL731-4341(代表)

北須磨支所 TEL793-1313(代表)

垂水区 TEL708-5151(代表)

西区 TEL929-0001(代表)